

◇番号：202301

◇研究機関名	愛知学院大学	◇不正の種別	不正受給
◇不正受給が行われた年度	平成28年度～令和4年度	◇最終報告書提出日	令和5年9月29日
◇不正に受給された研究費の額	37,880,000円	◇不正受給に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和4年5月17日に理事長及び学長あてに匿名の告発文書が郵送され、当時愛知学院大学薬学部教授が受領した令和4年度愛知学院大学薬学部寄附講座奨学寄付金助成の申請書に記載された研究業績に複数の虚偽記載論文及び架空論文が含まれている疑いがあること、また科学研究費助成事業研究計画調書にも虚偽記載論文及び架空論文が含まれている疑いがあること等が記述されていた。

【調査に至った経緯等】

薬学部による暫定調査の結果、薬学部寄附講座奨学寄付金助成申請書に業績として記載された7編の論文のなかに、存在しない架空論文3編と共著者が追加された論文1編があることが判明し、さらに元教授が研究代表者となっている科学研究費助成事業申請時の研究計画調書の中に複数の疑義が見つかった。また、愛知学院大学任期制教員採用時及び薬学研究科教員採用時に提出された教育研究業績書の中にも複数の疑義が見つかったため告発を受理し、「愛知学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき予備調査委員会を設置し、その調査結果を受けて本調査を実施することを決定した。

◇調査

【調査体制】

本調査委員会（学内委員2名、弁護士1名を含む学外委員3名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

本調査委員会では、Ⅰ）薬学部寄附講座奨学寄付金助成申請書への業績虚偽記載、Ⅱ）科学研究費助成事業申請時の研究計画調書への業績虚偽記載、及びⅢ）採用時の教育研究業績書への業績虚偽記載、について一元的に調査した。

・調査期間

令和4年7月4日～令和4年9月20日

・調査対象

①調査対象者

愛知学院大学薬学部生体機能化学講座 元教授

②調査対象論文

Ⅰ）元教授が提出した令和4年度薬学部寄附講座奨学寄付金助成申請書に記載された研究業績に記載された論文

Ⅱ）元教授及び元教授を研究分担者とした元教授と同講座の講師が研究代表者として採択された科学研究費助成事業研究計画調書に記載された論文

Ⅲ）元教授が愛知学院大学採用時及び薬学研究科教員採用時に提出した教育研究業績書に記載された論文

③調査対象研究費

Ⅰ）元教授が愛知学院大学薬学部において受給した令和4年度薬学部寄附講座奨学寄付金助成

Ⅱ）元教授が愛知学院大学に赴任した平成28年度から令和4年度本調査開始日までに元教授及び元教授を研究分担者とした元教授と同講座の講師が研究代表者として受給した科学研究費助成事業補助金及び基金

・調査方法

調査対象論文を、論文情報検索ツール PubMed、SciFinder、論文データベース Scopus、Google データベース等を用いて存在の有無及び共著者の改変等がないか調査し、さらには論文本体を学術雑誌ホームページ等で直接確認した。疑義が生じた論文について元教授に質問状を送付して回答を依頼し、書面調査及び聞き取り調査を実施した。

◇調査結果

【不正の種別】

- I) 薬学部寄附講座奨学寄付金助成申請書への業績虚偽記載による学内助成金の不正受給
- II) 科学研究費助成事業研究計画調書への業績虚偽記載による科学研究費助成事業補助金及び基金の不正受給
- III) 採用時の教育研究業績書への業績虚偽記載

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

元教授は、研究機関からの大型研究費獲得要請に強いプレッシャーを感じたこと、研究支援員の人件費や新たに研究室に受け入れることになった大学院生の研究費確保のために研究費取得を維持しようとして過度に自分自身を追い込んでしまったことが虚偽記載の要因とする供述をしている。

・手法

- I) 薬学部寄附講座奨学寄付金助成の申請には研究成果として直近 3 年間に薬学部内で実施された研究に基づく 6 編以上の論文があることを必要条件にしている。申請時には存在していなかった投稿前の論文を意図的に業績として虚偽記載し論文数を増すことで助成金を不正に受給した。
- II) 3 つの科学研究費助成事業研究計画調書に意図的に虚偽の業績を記載した。1 つ目は、虚偽業績となる 12 編の引用論文のうち、2 編は元教授を他人の論文に共著者として追加、4 編は存在しない架空論文、3 編は IF の高いジャーナルに不採択になった論文、3 編は著者順序の改変及び著者の削除が存在する論文であった。2 つ目は、虚偽業績となる 8 編の引用論文のうち、2 編は IF の高い他人の論文に元教授を共著者として追加、3 編は存在しない架空論文、2 編は著者順序の改変が存在する論文であり、さらに 1 編は研究内容の独創性を強調するために存在しない化合物を元教授らが共同開発したという論文を業績として虚偽記載していた。3 つ目は、IF の高い雑誌に掲載されたとする 3 編の架空論文を業績として虚偽記載した。
- III) 愛知学院大学教授採用時の教育研究業績書には 5 編の論文に虚偽記載があり、3 編は IF の高いジャーナルに投稿し不採択になった論文、2 編は投稿前の論文であり申請時には存在しない架空論文であった。薬学研究科教員採用時の教育研究業績書には 5 編の論文に虚偽記載があり、3 編は IF の高いジャーナルに投稿し不採択になった論文、1 編は投稿前の論文であり申請時には存在しない架空論文、1 編は著者順序の改変が存在する論文であった。

・不正に受給された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正受給額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
薬学部寄附講座奨学寄付金助成	2,000,000 円	令和 4 年度	1 人
科学研究費助成事業 基盤研究 (B)	15,990,000 円	平成 28, 29, 30 年度	1 人
科学研究費助成事業 基盤研究 (B)	17,290,000 円	令和 1, 2, 3, 4 年度	1 人
科学研究費助成事業 挑戦的研究 (萌芽)	2,600,000 円 (※1)	令和 4 年度	1 人
計	37,880,000 円		1 人 (実人数※2)

※1 交付決定額は 6,500,000 円（令和 4 年度～令和 6 年度）だが、補助事業廃止により、実際に受け取った研究費として大学

が認定した不正受給額は2,600,000円となる。

※2 公的研究費に係る不正に関与した実人数

受給した科学研究費助成事業の使用状況について差引簿と証憑書類等を精査した結果、私的流用や不正使用が疑われるような証拠は見つからなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

今回の調査において、虚偽記載の数が多いこと、虚偽記載が繰り返されていること、IFの高い雑誌への掲載を虚偽記載していること、元教授の研究内容に類似している他人の論文に自分自身を著者として追加していること、論文における元教授の貢献度を高くみせるために著者順序の改変・著者の削除を行った可能性が高いこと、さらに研究計画を粉飾していることなどより、単なる記載ミスである可能性は完全に除外され、悪意を持って意図的に虚偽の記載をしたと断定した。それに加えて、元教授の聞き取り調査において、元教授が研究室の諸事情で研究費を確保する必要性を強く感じており、その結果、虚偽記載した旨の供述をしていることより、元教授は科学研究費助成事業の受給を目的に科学研究費助成事業の採択の可能性を上げるために業績の虚偽記載を意図的にしたと断定し、それらは研究者倫理違反行為であり悪質性が高いと判断した。

科学研究費助成事業の審査において研究計画調書への業績等虚偽記載が採択にどの程度影響を及ぼしたかを判断することは難しいものの、調査結果を総合的に判断すると、元教授が行った研究計画調書への業績の虚偽記載及び研究計画の粉飾は研究者倫理に著しく違反するとともに、本来は採択されなかったであろう科学研究費助成事業を不正受給した可能性を看過することはできないと判断し、研究機関として不正受給と結論づけた。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

①元教授側の要因

業績に意図的な虚偽記載を繰り返し、科学研究費助成事業や学内研究費を不正受給してきたことは甚だ利己的で、元教授は、研究者として、また研究不正を防止する立場にある大学教授として、研究倫理観が過度に欠如していた。また、虚偽記載された教育研究業績書で採用人事に臨んだことは教育者として許されざる悪質な行為である。本案件の発生要因は、元教授個人の研究者としての責任感及び倫理観の欠如によるところが大きいと考えられる。

②機関の管理体制の要因

薬学部では採用選考において、教育研究業績書に記載されている論文の中より代表的な論文のみ提出させており、教育研究業績書に記載されたすべての論文の精査は行っていなかったという不備があった。また、薬学部寄附講座奨学寄付金助成に関しても、提出された申請書に記載された研究業績をすべて精査する審査過程がなかった。

科学研究費助成事業研究計画調書への業績虚偽記載の発生要因については、研究計画調書は申請者がその内容について全責任を持って申請するものであり、申請前に第三者が虚偽記載の有無を確認するという概念は存在しなかった。また、研究計画調書は公表されるものではないため虚偽記載を行ったとしても発覚する可能性が低いことを元教授が悪用したと考えられる。しかしながら、研究者倫理違反行為を起因とした科学研究費助成事業の不正受給が結果として発生してしまった事実を公的研究費を扱う研究機関として真摯に受け止め、大学全体として研究者倫理のさらなる啓蒙に努め、管理体制を見直し改善することが急務であると捉えた。

【再発防止策】

今回の調査概要を大学教職員に周知するとともに「愛知学院大学における研究者等の行動規範」を改めて周知徹底する。特に、今まで研究活動上の不正行為、及び研究費の不正使愛用を防止するためのコンプライアンス・研究倫理教育を実施してきたが、研究業績虚偽記載による研究費の不正受給については発生することを想定しておらず、改めてコンプライアンス・研究倫理教育の内容に不正受給の事案も追加して注意喚起をする。

薬学部では再発防止策として、１）教員採用、専任教員採用、及び教員活動業績評価時の教育研究業績書に記載された全ての論文の存在を関連委員会で精査し確認する、２）寄附講座奨学寄付金助成の申請書に記載された全ての論文の存在を関連委員会で精査し確認することを決定し既に実施している。また、科学研究費助成事業申請に関しては、１）科学研究費助成事業申請者に対して薬学部が開催する研究倫理講習会へ出席することを義務付ける、２）科学研究費助成事業申請者に対して科学研究費助成事業の不正受給及び不正使用、研究活動上の不正行為防止に関する同意書を提出することを申請の要件とし令和６年度より実施することにした。

薬学部以外の学部に対しては学長より薬学部と同様の再発防止策を実施するように教授会において要請した。また、全学的なコンプライアンス・研究倫理教育を強化するとともに、全学の科学研究費助成事業申請予定者に対して、学長より研究計画調書における研究業績虚偽記載を防止するための注意文書を配付する。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分

学校法人愛知学院懲戒委員会で諭旨退職の懲戒処分が決定された。

- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

不正受給した科学研究費助成事業については、配分機関である日本学術振興会からの返還命令に従い返還した。

- ・返還金を本人に賠償請求する。

- ・本件の公表状況

令和６年１月２４日愛知学院大学ホームページに公表「元本学教員による研究業績虚偽記載に係る調査結果について」（氏名公表あり）